

伝統工芸雇用就業資金

伝統工芸後継者育成計画認定要領

伝統工芸後継者育成計画認定要領

制 定 平成14年5月1日 ブランド発第37号
一部改訂 令和6年4月1日 ブランド発第449号
一部改訂 令和7年4月1日 ブランド発第432号

（総則）

第1 伝統工芸雇用就業資金貸与要領（平成14年5月1日 ブランド発第36号。以下「貸与要領」という。）第2に基づく認定事業主の認定に関して以下のとおり定める。

（認定事業主）

第2 貸与要領第2に定める認定事業主とは、島根県ふるさと伝統工芸品振興要綱（昭和56年8月17日施行）第4条第2項（4）に規定する製造事業者で、第3（審査基準）を満たす者とする。

（審査基準）

第3 認定事業主の必要資格要件は次のとおりとする。

- （1）雇用時に事業主の氏名又は名称・雇用期間・賃金・就業時間・休日・社会保障制度の適用等を記入した雇入通知書等の文書の交付を行っていること。
- （2）具体的な研修計画が作成されていること。
- （3）過去において研修生受入実績を有すること若しくは受け入れ体制が整備されていると判断されること。
- （4）雇用時に労働基準法第89条に該当する事業主は社会保障制度の適用等の必要な契約条項を定めた就業規則が作成されていること若しくは作成されることが確実と見込まれること。

（申請方法）

第4 認定事業主の認定を受けようとする者は、後継者育成計画認定申請書（認定様式第1号）を一般財団法人島根県物産協会（以下協会という。）を経由して知事へ提出すること。

2 協会長は、意見書を付して知事へ提出する。

3 後継者育成計画認定申請書は、新たに雇用した後継者ごとに作成しなければならない。

（認定）

第5 知事は、後継者育成計画認定申請書の提出があったときは、速やかに認定の審査を行い、認定した場合には伝統工芸品後継者育成計画認定通知書（認定様式第2号）により、協会長を経由して申請者へ通知する。

（認定の取消）

第6 知事は、認定事業者がその必要資格要件を欠くと判断した場合は、後継者育成計画の認定を取り消すことができる。

（その他）

第7 この要領に定めるもののほか、認定に必要な事項は、別途知事が定める。

附則

この要領は平成 14 年 5 月 1 日より適用する。

この要領は令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

この要領は令和 7 年 4 月 1 日より適用する。